

仕様書

<名称>

滋賀県職業能力開発協会文書管理システム

<目的>

現在、当協会が導入している文書管理システム「Ridoc Smart Navigator V2」及び、サーバー機器は設置後5年を経過することとなる。更新時期の到来に伴い、システムの再構築を図り業務効率およびセキュリティの向上化を推進するため、システム、機器の更新を行う。

<構成>

- *文書管理システム一式(サーバー機・機器関連含む)。
- *文書管理システムにファイルサーバー機能を集約する。
- *文書管理システム利用クライアント数は4台、データ共有を行う接続クライアント数は17台とする。
- *サーバウイルス対策は既存製品を継続利用とする。
- *サーバーバックアップを1日に1回自動で行うように設定し、バックアップ方法は外部記憶媒体にイメージバックアップとする。
- *停電対策を考慮し、無停電電源装置を搭載し、万が一の際にも安全にシャットダウンできる仕様とする。

<要件>

- 1 既存システム「Ridoc Smart Navigator V2」の情報を引き継ぎ、利用できること
 - ・既存ファイルを引継ぎ利用出来ること。
 - ・検索に関する文書情報を引き継ぎ出来ること。

【サーバー:データ容量目安】メモリ 16GB ストレージ容量 1800GB
- 2 登録
 - ・ファイル選択、ドラッグ&ドロップ、複数ファイル1文書登録、html読み込み、フォルダー監視登録
- 3 ブラウジング
 - ・サムネイル一覧、詳細表示
- 4 登録データ
 - ・アプリケーション
.txt/.doc/.docx/.docm/.rtf/.ppt/.pptx/.pptm/.xls/.csv/.xlsx/.xlsm/.vsd/PDF
 - ・画像データ
BMP/TIFF マルチページ対応/TIFF Class F マルチページ対応/JPEG/PNG
- 5 検索
 - ・文書プロパティの文字列型項目の値(文書名も含む)、全文検索データ内の文字列、

付せんに設定されたコメントの文字列

- 検索キーワード:のすべてを含む／のいずれかを含む／のいずれも含まない／文書／フォルダーを検索する／全文検索を行なう
- 詳細検索条件:文書タイプ、項目間条件(AND/OR)、項目、付せんの有無／色／コメント
- 検索結果:昇順/降順
- 検索範囲:キャビネット/フォルダー/サブフォルダー
- 条件保存条件選択:文字列型(すべてを含む／いずれかを含む／いずれも含まない／いずれかで始まる／いずれかで終わる／どれかである／どれもない／値がない)、数値型(～の範囲／値がない)、日付型(～の範囲／値がない／過去3日以内／過去1週間以内／過去1ヶ月以内)、サイズ(指定した数値の範囲／サイズの条件を選択)、文書状態(文書状態、完成回覧状態)(文書状態、完成回覧状態)

6 表示

- Web ブラウザでのビューア表示、アプリケーションでの表示

7 文書操作

- 文書情報の設定と確認／更新／旧版の管理／整理／移動・複製・削除／文書ショートカットの作成／通知／URLコピー／文書一覧のCSV書き出し／全文検索データの参照・編集／サブデータの作成・削除／不要文書のアーカイブ／複数文書一括印刷／複数セクション一括印刷8、アクセス権

8 アクセス権

- 設定箇所:キャビネット／フォルダー／文書
- 設定内容:**【フォルダーのアクセス権】**プロパティ参照／プロパティ更新／サブフォルダー作成／文書作成／フォルダー削除／アクセス権変更／所有権変更
【文書のアクセス権】プロパティ参照／読み取り／更新／文書削除／アクセス権変更／アクセス権一括変更ツールによる変更／所有権変更

9 変換

- PDF 変換

10 クライアントアプリケーション

- Web ブラウザ(Google Chrome™、Microsoft Edge)

11 上記文書管理ソフトが動作するサーバーで、かつファイルサーバーとしてデータ共有が行えること。

*基準品及び構成明細参照

12 サーバーの機器保守が出来ること。

- 県内にサービス拠点をもち、設定ハードウェアの保守が可能なこと。

・保守等にあたり、平日(月～土)9:00 から 21:00 まで連絡が取れる体制であること。

13 文書管理ソフトの保守が可能なこと。

14 搬入場所:滋賀県職業能力開発協会 大津市南郷5丁目2-14

15 納入期限 令和7年3月24日(但し、現在の保守契約の関係から3月10日以降とすること)

16 その他(納入条件等)

- ・受注者は購入機器等の搬入設置を行うこととし、搬入、設置、設定等に係る費用はすべて受注者の負担とすること。
- ・搬入の機器等の設置・調整にあたっては、日程等協会担当職員と事前に打ち合わせを行うこと。
- ・設置後、協会担当職員に機器の取り扱い説明等を行うこと。
- ・既存機器の撤去。引取費用は受注者の負担とすること。

17 機器等基準品

別紙のとおり

※ 規格を示す物品の例として「基準品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。

※ 基準品以外で見積もる場合は、事前に担当まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当の確認及び署名を受けた後、入札書提出期限までに同等・規格確認書(原本)をあわせて提出すること。